

とんぷく

2019年2月20日
発行
京大職組病院支部
第18-1号
通算2731号

仕事のこと etc お気軽に下記へ
京都大学職員組合連絡先
内線 16-7615・電話：761-8916
FAX：751-8365
email：hot-sibu@kyodai-union.org

働き方改革へ！ 休暇制度で一步前進



京都大学は時間雇用職員の就業規則を改正するとしています。具体的には…

- 1) これまで採用から6ヶ月後に初めて年休(有給)が取れるようになりましたが採用日から取れるようになります。
- 2) これまで結婚休暇が取れませんでした、取れるようになります(※下記表参照)
- 3) これまで契約期間が短い(6ヶ月未満)の場合は忌引休暇が取れませんでした、取れるようになります(※従前「6ヶ月以上の契約期間が定められている者又は6ヶ月以上継続勤務している者」に限って付与されていましたが、この制限が削除されました)。

時間雇用教職員就業規則 第46条(10)新設

(10) 時間雇用教職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5暦日の範囲内の期間



1) は4月から、2)、3) は2月から変更されます。職員組合はこれまで、時間雇用職員と他の職員で待遇の差が大きすぎるとして、休暇制度の拡充などを継続して求めてきました。今回これらの取組が実を結び、均等待遇に一歩近づきました。

しかし他にもまだまだ待遇の差は存在します。2020年4月からは国も非常勤の職員が「安い労働力」という扱いから脱しなくてはいけないという考えのもと給与や休暇などあらゆる待遇に不合理な差を設けることを禁止します。これにむけていろいろな待遇の違いを解消できるよう、職員組合は引き続き改善を求めていきます。

.....

今年も大流行、インフルエンザ! でも時間雇用職員は休んだら無給?

この冬も全国的にインフルエンザが流行しています。皆さんの職場でも、職員やその家族が感染した、という人がいるのではないのでしょうか。

病院ではインフルエンザ対策としてワクチン接種やマスク装着、手指衛生の徹底などの対策を取っています。

また、症状がある人には解熱後48時間は仕事を休むよう指導しています。でも、ここにも待遇差があります。常勤の職員はこのような場合は病休として有給で休むことができます。一方時間雇用職員は、病休は認められるものの無給です。解熱後48時間まで出勤できないとなると、4日~5日休まねばならないこともあります。

そうすると貴重な年休を使うか、給料が減って苦しい生活をするかの選択を迫られます。なぜこのような差を設けなければならないのでしょうか。

病気で休まねばならないことは誰にも起こりうることです。特に病院では職員から職員、職員から患者さんへの感染が起きてしまえば病院の運営にも支障が生じます。感染対策という観点からも、職員が安心して回復に専念し、また仕事に戻れる環境を作ることが大切です。

職員組合では引き続きこの問題を取り上げ、改善を求めています。



全職員に年休を5日以上取らせることが義務化! ホントに全員取れる?

4月から法律が変わり、年休が10日以上ある全ての職員に対して毎年5日以上年休を取らせることが義務化されます(職員の義務ではなく、使用者(病院では病院長

など)の義務です。違反すると懲役刑又は罰金刑が科されます)。皆さんの職場では年休が自由に取れているのでしょうか。本来使用者は職員が年休を毎年全て自由に使えるような体制を組んでおかなければいけません。けれども実態はそうなっていないのではないのでしょうか。年休が取れていても、祝日や年末年始の代休などが取れていないのではないのでしょうか。

4月からは、全職員が年休を最低5日は取れる体制を全ての職場で作ることが必須になりました。職員組合では引き続き働きやすい環境を目指して体制整備を求めています。

【現在】

労働者が申し出なければ、年休を取得出来なかった。

【改正後】

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日は取得することとなった。

